4月からごみの分別が変わります

4月からごみの分別方法が一部変更となり、新たに「プラ容器」と「剪定枝」という分別が加わります。 まずは、分別の練習から始めてみませんか?

プラ容器とは?



商品の中身を取り出して不要となるプラスチック製の 容器や包装のことです。プラマークが目印です。

●主なプラ容器はこちら



















このプラマークが目印!

プラ容器は中身を完全に使い切り、水でさっと洗って汚れを取り除いてから、透明または白色半透明の袋に入れてお住まいの地域などで指定された可燃ごみの集積所に出してください。出す曜日は家庭ごみ収集計画表をご確認ください。



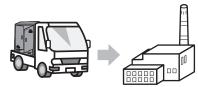
剪定枝

剪定枝とは、庭木や生け垣を剪定した木の枝のことです。太さ 10cm、長さ 60cm 以下にしてから、麻ひもか紙ひもで縛ってからお住まいの地域などで指定された可燃ごみの集積所に出してください。出す曜日は家庭ごみ収集計画表をご確認ください。

粗大ごみ・一時多量ごみの直接搬入先が変わります

これまで、粗大ごみと一時多量ごみを直接搬入していただく場合は、小山市内にある中央清掃センターにお願いしておりましたが、4月からはごみの種類によって直接搬入先が変わりますのでご注意ください。

- ●粗大ごみ・可燃ごみ・不燃ごみ・びん・缶・ペットボトルはこちらへ 中央清掃センター
 - 小山市塩沢576-15 圖0285(24)3194
- ●剪定枝・プラ容器・古紙・古布はこちらへ 南部清掃センター 野木町南赤塚1513-2 ■0280(33)3310



問町民生活部生活環境課Ⅲ(57)4246